

令和8年度 江別市営墓地（やすらぎ苑）受付案内書

1 申込資格（次の要件すべてに該当する方）

- ◎ 祭祀の主宰者として納骨すべきお骨を管理されている方
(祭祀の主宰者は配偶者、親子、兄弟の順となります。)
- ◎ 江別市に1年以上住民登録（申込日現在）をされている方
- ◎ 3年以内に墓碑を建立される方（使用許可日より）

※「祭祀の主宰者」とは、お骨を祭具等により日常的に管理し、将来にわたって当該お骨及び墓所を管理していく方。

なお、分骨（同一人のお骨を複数に分割したお骨）では申請できません。

※同一世帯の方が、やすらぎ苑に墓所を持っている場合は申請できません。

2 申込受付の期間と場所

受付の期間・時間	令和8年3月2日（月）～令和8年4月10日（金） 午前8時45分～午後5時15分	※土曜日、日曜日及び祝日を除く
受付場所	市民生活課市民活動係（市役所本庁舎西棟2F ⑯番窓口）	

3 募集する区画及び使用料（墓所を永代に使用するための使用料です。）

面積	区画数	寸法	使用料
3 m ²	10	間口1.5×奥行2.0m	210,000円
4 m ²	35	間口2.0×奥行2.0m	280,000円
6 m ²	8	間口2.0×奥行3.0m	420,000円
8 m ²	2	間口2.5×奥行3.2m	560,000円

※申込は、1世帯1区画です。希望する面積を指定してください。

※年間の管理料はかかりません。

※**墓所の場所は指定できません。**それぞれの面積ごとに抽選で決定します。

※面積に若干の過不足がある場合があります。

※**納付した使用料は、還付いたしません。ただし、許可後3年以内に墓所を返還する場合に限り、半額を還付いたします。**

※墓所は、受け継ぐ親族がいる限り使用できます（永代使用）。また、墓所は使用者自身で管理や祭祀等を行っていただくため、市で永代供養等は行いません。

4 申込に必要な書類

申 請 書	1 墓所使用許可申請書
居 住 関 係	1 申請者の世帯全員の住民票（本籍が記載されているもので申込の時点で発行後3ヵ月以内のもの）
お 骨 関 係 (いずれか1枚)	1 火葬許可証（お骨を自宅に置いている場合） 2 収蔵証明書（お骨を納骨堂に預けている場合） 3 埋蔵証明書（お骨を墓地に埋蔵している場合）
戸 簿 関 係	1 死亡者と関係がわかる戸籍全部事項証明書または戸籍謄本
そ の 他 (必要な場合)	1 親族の同意書（他の親族等との関係から必要な場合） 2 申請者の申立書等（他の親族等との関係から必要な場合）

5 墓所の抽選について

抽 選 日 時	令和8年4月16日（木）午前10時から
抽 選 場 所	市民会館21号

★使用墓所は、公開抽選により決定します。（抽選は市職員が行います）

★公開抽選ですので、ご希望の方（石材店など業者を除く）は参観できます。

- 申請者数が募集区画数を超えた場合は、抽選により当選者、落選者（補欠者）を決定します。
- 抽選の結果落選となり、他面積の残余区画への変更を希望される場合は、補欠順位の上位の方から変更可能とします。当初申込をした面積を希望される場合は、当選者の中から棄権者や失格者が出了際に、補欠順位の上位の方から当選とします。詳細は、抽選結果の通知にてご案内いたします。
- 申請者数が募集区画数以下の場合は、使用区画を決める抽選となります。
- 抽選結果は、4月20日（月）に各申請者の方へ郵送で通知します。
- 当選された方には使用料の納入通知書を同封しますので、期日（5月8日）までに指定の金融機関で納入してください。

※ 当選者であっても使用料を納入期限までに納入しない場合には、当選が無効となりますのでご注意ください。

納入期限：令和8年5月8日（金）

6 使用許可書の交付

- 使用料の納入を確認しましたら順次、郵送します。
- 使用許可書の交付は窓口でも行います。
その際、領収書を確認させていただきますので、必ず持参願います。

許可書の交付を受けたときから、お墓の工事の届け出ができます

7 注意事項

◎当選通知後に辞退する場合は、必ず連絡をお願いします。

また、使用料納入後に辞退する場合の還付については、納入額の2分の1となりますので、注意してください。

◎ 申込が無効となる場合

- ・記載事項や証明が事実と異なっていた場合
- ・同一の人が二重に申込みをした場合
- ・すでに同一世帯の者がやすらぎ苑で使用許可を受けている場合
- ・同じお骨で複数の者が申込みをした場合
- ・同じお骨で過去に他の者がすでに許可を受けている場合
- ・その他上記に類すると認められる場合

◎ 許可が取消しとなる場合

- ・使用許可を受けた日から3年以内に墓碑を建立しない場合。
- ・上記の「申込が無効となる場合」に該当する事実が判明した場合。
- ・墓所を転貸することや、他人へ譲渡した場合。
- ・その他使用許可の取消しに該当する場合。

許可が取消しになりますと、墓碑を撤去し原状回復後、墓所を返還していただきます。
なお、納入された使用料は返還されませんので注意してください。

◎ 墓所使用上の注意及び制限

- ・区画の変更、使用権の転貸及び譲渡はできません。
- ・墓碑の建立は1墓所1基が原則です。
- ・墓碑には必ず使用権者の氏名が刻字されていなければなりません（連名可）。
- ・墓碑等は地上から3m以内の高さとします。
- ・周囲の設備は、石、コンクリート、生け垣その他管理上支障がないと認められる材料で、高さは基礎から80cm以内とすること。
- ・墓碑の前の通路にコンクリート・石などの平板を敷くことはできません。
- ・風雪除けのためのアーチ状の設備、板塀、小屋は設置できません。
- ・墓所を使用しなくなった場合は、墓碑等を撤去した上で返還していただきます。
- ・冬季（12月以降）は除雪を実施しておりません。

8 各種届出

次の場合は届出が必要となります。詳細については、下記までお問合せください。

○墓所の工事を行うとき。

○納骨をするとき。

○住所、本籍等が変更になったとき。

○使用許可を承継するとき。

お問合せ先：江別市役所生活環境部市民生活課市民活動係 TEL 381-1094